

新潟県柏崎市使用済核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は使用済核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについて、新潟県柏崎市税条例施行規則(昭和40年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申告書等)

第2条 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例(令和2年条例第25号。以下「条例」という。)第9条第2項の申告書及び同条第3項の修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(更正又は決定等の通知書)

第3条 条例第10条第1項の通知書は、別記第2号様式によるものとする。

(課税標準の端数計算)

第4条 条例第5条第1項に規定する課税標準を計算する場合において、当該重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(使用済核燃料税条例施行規則の廃止)

2 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例施行規則(平成15年規則第51号)は、廃止する。